

正 本

広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号 損害賠償請求事件  
令和5年2月 日 広島地方裁判所三次支部民事部 御 中

原 告 高野邦夫

被 告 国

## 鑑 定 申 出 書

### 記

原告は頭書事件について、次のとおり鑑定の申出をします。

#### 第1 証明すべき事実

- a. 甲第1号証(原告作成の検察官宛の告訴状)の日付が牛尾副検事の恣意的記入である事実。
- b. 少なくとも、原告が記入したもの(筆跡)ではない事実。

#### 第2 鑑定事項

証明すべき事実のための筆跡鑑定

以上原告 高野邦夫(コウノクニオ)